教 職員が安心とゆとりをもって働き続けられる労働条件の整備

■教職員の生活時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスの実現を！
■慢性的な超過勤務の解消を！

- 教職員の職責と勤務実態に見合った給与改善を行うこと。
- 超過勤務を解消し、生活時間を確保するため、実効性がある施策を実施すること。とくに、労働時間の上限規制を設けること。
- 各教委・管理職の安全配慮義務の履行とすべての職場で労働安全衛生体制の整備をすすめること。
- 官製ワーキングプアといわれる臨時・非常勤教職員等については、その処遇を抜本的に改善するとともに、可能な限り正規化をはかること。
- 女性の参画を積極的にすすめ、男女がともに役割を担う共同の職場・多様な働き方ができる労働環境を実現すること。
- ILO勧告にもあるとおり、国際的な労働基準を満たした自律的労使関係を確立すること。

小・中学校における勤務実態

教員と講師の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）（平日 時間:分）

教員と講師の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）（土日 時間:分）

2016年度文部科学省教員勤務実態調査速報値より

学校における管理職による勤務時間管理の実態

管理職の教員に対するマネジメント状況

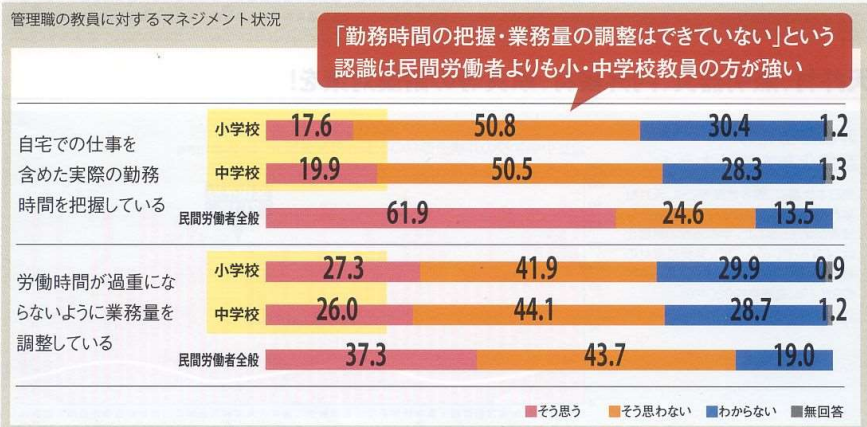

（注）民間労働者全般については、連合総研「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート 2014年10月」をもとに作成。

連合総研「教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査（速報）」(2016) より

高等学校・特別支援学校における勤務実態

高等学校・特別支援学校教員の週あたり労働時間

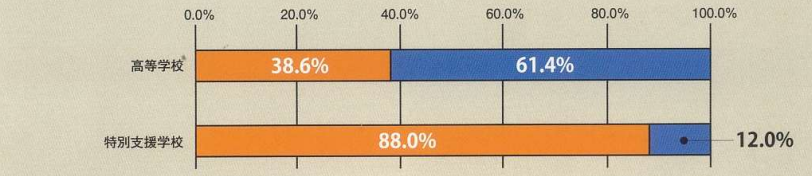

連合総研「とりもどせ！教職員の『生活時間』」(2016) より

公立小・中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合

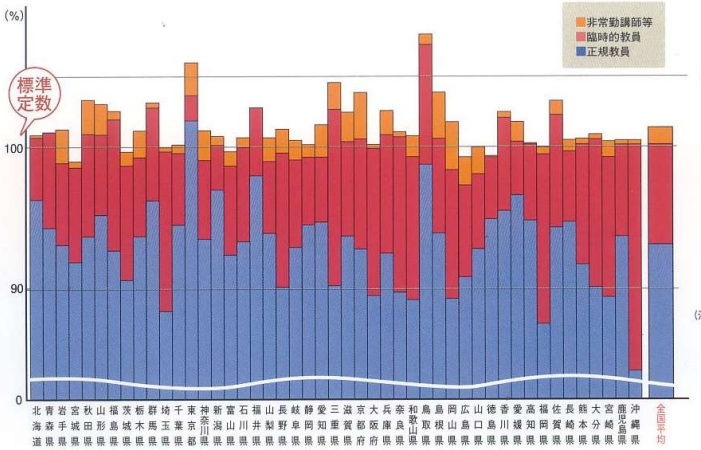

臨時非常勤教員なしでは学校が成り立たない現状

（注）1.「臨時的教員」には、産休代替教員及び育児休業代替教員を含まない。
2.「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか、育児短時間勤務代替職員を常勤1人当たり勤務時間で換算している。
3. 2014年5月1日現在の数値である。
4.「正規教員」には、再任用教員（常勤・短時間）が含まれている。

文部科学省調査（2014年度）より